

保護者の皆様

古河市立総和北中学校長 木村 貴子

部活動改革（部活動の改廃）について（お知らせ）

標記の件について、以下のようにお知らせいたします。茨城県では、部活動の適正化と部活動改革の推進として、運動部の複数顧問制を推進しています。しかし、現在、本校には適正数を超える部活動があり、全ての部活動に複数顧問を置くことが難しい状態となっています。さらに、部員数が団体戦1チームの人数に満たないため、大会、練習試合等で十分な活動ができない部活動も存在しています。

そこで、生徒の十分な活動を展開し、運動部活動の適正化を図るため、下記の通り部活動改革（部活動の改廃）を進めていきます。何卒、ご理解、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

記

部活動の改廃について

○運動部

新入生が加入した時点で2年連続団体登録人数に満たない場合、**部員募集の停止及び廃部を検討する。**（次年度の総体は出場する。）

- 例：令和4年度 団体出場できない。
令和5年度 団体出場できない。（来年度の部員募集の停止及び廃部の検討）
令和6年度 合同チーム等で総体は出場できるが、総体終了後、廃部となる。

文化部

○ 新入生が加入した時点で2年連続部員数が6人未満時、**部員募集の停止及び廃部を検討する。**（次年度の7月までは活動する。）

- 例：令和4年度 部員数 5人
令和5年度 部員数 3人（来年度の新入生募集の停止及び廃部の検討）
令和6年度 7月まで活動できるが、その後、廃部となる。

※ 保護者の皆様に十分な説明を行った上で、慎重に進めます。

〈参考資料①〉

部活動の適正数の目安及び複数顧問体制の確立

各部活動に顧問教員（管理職、養護教諭、栄養教諭、事務職員を除く）を原則複数配置できる部活動とする。

部活動数の削減の目安等について

運動部：団体登録に満たない（人数） → 2年続いた場合、年度内に廃部とする。
文化部：6人未満の場合 → 2年続いた場合、年度内に廃部とする。

R3.3.10【県教委】「部活動の適正数の目安等について」より抜粋

〈参考資料②〉

令和5年度移行、休日の部活動について、段階的に学校教育から切り離し、地域部活動（地域のスポーツ活動）へ移行

休日の部活動を、令和10年度末には、「県内の全ての中学校において地域に移行していくことを目標とする。

R3.12.16【県保健体育課】「地域部活動移行に向けた手引き」より抜粋

その他、茨城県教育委員会ホームページにも、資料等が掲載されています。

（問い合わせ先）
古河市立総和北中学校
教頭
Tel 0280-98-0330